



目次	ページ
告 示	
○基本測量の実施の通知（2件）	（用地対策課） 1
○公共測量の実施の通知	（ ） 1
○公共測量の終了の通知	（ ） 1
○道路の区域変更（4件）	（道路課） 1
○道路の供用開始	（ ） 2
公 告	
○争議行為の予告	（雇用労働政策課） 〈6・7掲示〉 2
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	（県民生活・男女共同参画課） 〈6・11掲示〉 2
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	（ ） 〈6・12掲示〉 3
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置	（漁港漁場課） 3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	4
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
入札公告	
○一般競争入札（起震車の購入）の公告（総務事務センター）	5
落札公告	
○落札者等の公告	（環境対策課） 6
----- 告 示 -----	

### 高知県告示第416号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成25年5月31日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 作業期間  
平成25年6月28日から平成26年3月31日まで
- 作業地域  
高知県内全域

### 高知県告示第417号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成25年5月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 作業期間  
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
- 作業地域  
高知市、安芸市、南国市、香美市、安芸郡安田町、長岡郡本山町及び大豊町、土佐郡土佐町並びに高岡郡佐川町及び越知町

### 高知県告示第418号

国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成25年6月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
公共測量（補助基準点測量）
- 作業期間  
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
- 作業地域  
高知市及び安芸市

### 高知県告示第419号

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長から平成24年12月高知県告示第753号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年5月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛城辺
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
宿毛市駅東町二丁目102番から宿毛市貝塚3901番1まで	前	7.1 }	250
	後	9.8 }	250

### 高知県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 石鎚公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
吾川郡いの町越裏門字宮向46番1から吾川郡いの町越裏門字宮向235番3まで	前	5.7 }	186
	後	6.3 }	186

高知県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈良香北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町西川字 ホトケガウ子乙2413 番から 香美市香北町西川字 下日裏込乙2410番ま で	前	3.1 }	136
	後	5.1 }	136
		22.5	

高知県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村下小南 川字堂ノナロ294番 4から 土佐郡大川村下小南 川字堂ノナロ294番 20まで	前	3.4 }	80
	後	5.1 }	78
		12.7	
		8.5	

土佐郡大川村中切字 トチズ776番1	前	}	42
	後	8.5 }	41
土佐郡大川村中切字 黒坂363	前	8.1 }	56
	後	9.8 }	55
		27.3	

高知県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町北川字七本木 8365番1から 高岡郡津野町北川字日野地 8394番1まで	81	平成25年6月21日
高岡郡津野町北川字ゴフロク 8308番から 高岡郡津野町北川字大井口 8320番まで	110	平成25年6月21日

公 告

平成25年6月7日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成25年6月7日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
  - (1) 夏期一時金について
  - (2) 夏期休暇について
  - (3) その他の要求について
- 2 日時
 

平成25年6月18日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 場所
 

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要
 

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重病患者のための保安要員は配慮する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年6月11日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年6月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成25年6月11日	特定非営利活動法人 要約筆記 高知・やまもも	溝渕 三 枝子	高知市 若草町 3-1-208	やまももは、聴覚障害者、主として難聴者及び中途失聴者のためのコミュニケーション支援（以下、「情報保障」という）の拡充並びに社会参加の促進を図るために、手書き及びパソコンの要約筆記により情報保障する事業を行い、聴覚障害者

福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年6月12日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年6月12日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年6月12日	特定非営利活動法人訪問介護うらおい	松岡 謙一	高岡郡佐川町乙2164番地	この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいく為に必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成25年6月21日

佐賀漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

幡多郡黒潮町黒潮 佐賀漁港4号船揚場

FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.95メートル、船幅1.16メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に佐賀漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しな

ればならない。

3 漁港管理者の措置

佐賀漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却し、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年6月21日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「第77条第1項」を「第77条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に、「日中一時支援事業」を「地域生活支援事業」に、「利用するもの」を「利用する者」に改める。

附 則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成25年6月21日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 検定を実施する警備業務の種類及び級

交通誘導警備業務 1級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成25年9月26日（木）午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの

(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けたもの

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成25年8月5日（月）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

<p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>（ア） 4の（1）に該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面</p> <p>（イ） 4の（2）に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>（4） 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>（5） 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>（1） 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>（2） 持参品</p> <p>ア 受検票</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）</p> <p>エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽</p> <p>オ 雨着（雨天時に使用する。）</p> <p>カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業</p>	<p>担当係 高知県公安委員会告示第14号 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。 平成25年6月21日 高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助</p> <p>1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>（1） 審査の区分 検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査</p> <p>（2） 審査の実施日及び開始時間 平成25年8月22日（木）午前9時30分</p> <p>（3） 審査の実施場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部</p> <p>2 審査の実施予定人員 50人</p> <p>3 審査の対象者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。</p> <p>4 審査の方法 1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>（1） 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 警備業務の実施に関すること。</p> <p>エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>（2） 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 審査の申請手続 審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行</p>	<p>うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。</p> <p>（1） 審査の申請の受付期間 平成25年7月29日（月）から同年8月2日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>（2） 審査申請書等の提出先</p> <p>ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 現に警備員である者で、高知県内に住所を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署</p> <p>（3） 提出書類等</p> <p>ア 審査申請書 1通</p> <p>イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>ウ 写真（審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚</p> <p>エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通</p> <p>（4） 審査申請書等の提出方法 審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法 審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。 なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。</p> <p>7 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。</p> <p>8 審査の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>----- 人事委員会規則 -----</p> <p>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する</p>
---	---	---

規則をここに公布する。

平成25年6月21日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

### 高知県人事委員会規則第12号

#### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第77条第1項」を「第77条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に、「日中一時支援事業」を「地域生活支援事業」に、「利用するもの」を「利用する者」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月21日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

### 高知県人事委員会規則第13号

#### 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第77条第1項」を「第77条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に、「日中一時支援事業」を「地域生活支援事業」に、「利用するもの」を「利用する者」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
起震車 1台
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成26年3月20日

#### (4) 納入場所

高知市棧橋通六丁目50（旧高知県高知河川事務所）

#### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788
- (2) 入札説明書の交付方法  
平成25年6月21日（金）から同年8月1日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

の間に(1)の交付場所で交付する。

#### (3) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成25年9月5日（木）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年9月4日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

##### イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年8月1日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法等  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者とは契約を締結しないものとする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 資格審査に関する事項  
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申

請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年8月1日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Details of items to be purchased: One earthquake simulation vehicle

(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Thursday 5 September 2013

(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Wednesday 4 September 2013

(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788

-----  
落札公告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
環境業務支援システム改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県林業振興・環境部環境対策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年5月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通エフ・アイ・ビー株式会社中四国支社 広島県広島市中区胡町4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,185,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため